

射水市監査委員告示第 13 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年10月に実施した財政援助団体等監査（特定非営利活動法人 おおしま熱中塾）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年11月1日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 高 橋 久 和

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象〔所管課〕
公の施設の指定管理者監査
特定非営利活動法人 おおしま熱中塾
〔農林水産課〕
- 2 監査の実施日
令和3年10月25日（月）
- 3 監査の期間
令和3年10月11日から10月25日まで
- 4 監査の範囲（令和2年度）
令和2年4月1日から令和3年3月末日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
- 5 監査の方法
監査対象となる指定管理者の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査を行い、関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 指定管理者の概要

名 称	特定非営利活動法人 おおしま熱中塾
代 表 者	理事長 島 田 重太郎
所 在 地	射水市大島北野 252 番地

7 指定管理施設の概要

施 設 名	大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園施設
所 在 地	射水市大島北野 252 番地、射水市大島北野地内
所 管 課	農林水産課
基本協定締結日	平成 28 年 2 月 1 日
指 定 期 間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
管理業務委託料	7,321,000 円

8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。
なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○意見

- (1) 施設の老朽化に伴う修繕個所を把握するとともに、大規模修繕が必要な場合には、所管課と緊密な連携の下、計画的に修繕予算を確保するなど、適切な施設管理に努められたい。
- (2) 施設の利用割合は、市内利用者が少ない傾向にあるため、地域住民が参加できる各種行事等を開催し、地域の施設としての存在価値を高められるように射水市民の利用促進に努められたい。

(農林水産課)